

特定健診等実施計画

〔背景及び趣旨〕

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

〔当健保組合の現状〕

当組合は、日本郵船株式会社を設立事業所とする単一健康保険組合である。

当組合に加入している被保険者は、平均年齢が43歳で、男性が全体の8割強を占めている。

健康診断については、直接契約医療機関及び健保連契約医療機関での人間ドック、並びに巡回健診方式の主婦健診を利用している。

平成18年度の人間ドックの受診者数は被保険者394人、被扶養者114人、主婦健診の受診者数は341人となっている。

〔特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項〕

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

当組合においては、特定健康診査項目を包含した人間ドック及び主婦健診を実施することにより、法定の特定健康診査を実施したものとし、そのデータを所定の方法で管理する。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業者が法定健診を実施した場合は、当組合はそのデータを事業者から受領するものとし、法定健診費用は事業者が負担する。

保健指導については、事業者と十分調整の上、当組合が主体となって行う。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成24年度における特定健康診査の実施率を78.0%とする。

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
被保険者	50.0	60.0	70.0	80.0	90.0	—
被扶養者	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0	—
被保険者＋被扶養者	46.0	54.0	62.0	70.0	78.0	70.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成24年度における特定保健指導の実施率45.0%とする。

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (人)

(被保険者＋被扶養者)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
40歳以上対象者(人)	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	—
特定保健指導対象者数 (推計)	129	154	180	205	230	—
実施率(%)	25.0	30.0	35.0	40.0	45.0	45.0%
実施者数	32	47	62	82	104	—

特定保健指導は、当組合において保健師を確保して行うか、状況によっては保健指導を外部委託する。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成24年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上とする。

II 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	20	20	20	20	20
40歳以上対象者	670	670	670	670	670
目標実施率(%)	50	60	70	80	90
目標実施者数	335	402	469	536	603

被扶養者 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	480	480	480	480	480
40歳以上対象者	480	480	480	480	480
目標実施率(%)	40	45	50	55	60
目標実施者数	192	216	240	264	288

被保険者＋被扶養者 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	500	500	500	500	500
40歳以上対象者	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
目標実施率(%)	46	54	62	70	78
目標実施者数	527	618	709	800	891

② 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
動機付け支援対象者	55	65	75	86	96
実施率(%)	25.0	30.0	35.0	40.0	45.0
実施者数	14	20	26	34	43
積極的支援対象者	75	90	104	119	134
実施率(%)	25.0	30.0	35.0	40.0	45.0
実施者数	18	27	36	48	61
保健指導対象者計	129	154	180	205	230
実施率(%)	25.0	30.0	35.0	40.0	45.0
実施者数	32	47	62	82	104

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

- 1) 被保険者については、直接契約医療機関及び健保連契約医療機関において特定健診項目を含めた人間ドックを実施。
- 2) 被扶養者については、前項の方法及び特定健診項目を含めた主婦健診（巡回型＋施設型）を実施。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、人間ドック、主婦健診とも通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

- 1) 被保険者については、直接契約医療機関及び健保連契約医療機関に委託。
- 2) 被扶養者については、前記の他に（株）イーウェル（平成23年度より参画した「けんぽ共同健診」の代行機関）に委託。

イ 特定保健指導

平成23年度より、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づき（株）全国訪問健康指導協会にアウトソーシングする。

(5) 受診方法

人間ドックについては健保組合経由当該医療機関に受診予約の上、受診。
主婦健診については（株）イーウェルに予約申込後、受診。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から直接、電子データを随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、若年者から優先して選出する。

IV 個人情報の保護

当組合は、日本郵船健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、組合ホームページに掲載して公表・周知する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年、見直しを検討する。

また、平成22年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

VII その他

当組合で保健師を確保する場合には、当該保健師に、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。

平成23年9月1日改定